

# 令和5年度事業系食品ロス削減啓発事業委託業務仕様書

## 1 業務名

令和5年度事業系食品ロス削減啓発事業委託業務

## 2 目的

令和3年度に実施した「事業系食品ロス削減課題検証事業」及び令和4年度に実施した「事業系食品ロス削減実証事業」の結果をふまえ、県内食品関連事業者を対象に事業系食品ロス削減に係る周知啓発のためのセミナーを開催し、本県における事業系食品ロスの一層の削減を図る。

## 3 委託上限額

990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月18日（月）までとする。

## 5 業務の内容

### （1）セミナー概要

- ①開催回数：1回以上
- ②開催時期、会場：事業目的に即し、適切な時期及び会場について提案すること。
- ③対象者：県内食品関連事業者 等
- ④参加料は無料とすること。

### （2）委託業務の内容について

#### ①セミナーの運営

- ア セミナー開催に必要な会場借上げ、会場設営、講師の手配、進行管理等開催に係る一切の業務を行うこと。
- イ 当日配布する講義資料等の作成・印刷を行うこと。
- ウ 委託料には、会場使用に係る経費、講師謝金及び旅費、必要とする資機材、資料等印刷費等のセミナー運営に係る一切の経費を含むこと。

#### ②講師の選定、調整

- ア 講師の選定に当たっては、事業目的に即し、事業系食品ロス削減課題検証事業及び事業系食品ロス削減実証事業をふまえた周知啓発となるように留意すること。

（講師の例）愛媛県中小企業診断士協会（専門家）、事業系食品ロス削減に取り組んだ事業者

事業系食品ロス削減課題検証事業

愛媛県ホームページ「事業系食品ロス削減課題検証事業報告書について」

(<https://www.pref.ehime.jp/h15700/kadaikensyou.html>)

事業系食品ロス削減実証事業

愛媛県ホームページ「事業系食品ロス削減実証事業報告書について」

(<https://www.pref.ehime.jp/h15700/shokurosujiyou.html>)

③参加者の募集等

ア セミナー参加者募集に係る広報・周知方法を提案すること。

イ セミナー開催時の社会情勢に応じて、参加者の特定ができる体制を取るとともに、参加者に対する安全・衛生管理に十分注意すること。なお、詳細については県と協議の上決定すること。

④その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

ア 食品ロス削減に係る展示パネル等について、県から提供可能な物品は無料で提供する。ただし、設置・撤去は受託者が行うこと。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できるデータを提出すること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前

に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (9) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。